



令和4年度第二次補正予算案（保険局関係）の主な事項 について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組(オンライン資格確認の用途拡大等の推進)

① 訪問診療等におけるオンライン資格確認等に係るシステム改修及び導入に係る財政支援 224億円

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認等システムについて、用途拡大のための改修を行う。また、訪問診療等におけるオンライン資格確認等の導入に係る財政支援を行う。

② オンライン資格確認システム等の計画支援及び周知広報支援経費 6.8億円

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認等システムについて、用途拡大のための周知広報支援を行う。

③ マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等 56億円

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年秋の健康保険証廃止を目指すため、その実現に向けたシステム改修等を行う必要がある。

診療報酬改定DX

○ 診療報酬改定DXに係る対応 8.9億円

デジタル人材の有効活用やシステム費用の低減等の観点から①共通算定モジュールの導入、②診療報酬改定の円滑な施行の取組による「診療報酬改定DX」を推進。

① 第4期医療費適正化計画の見直しに伴うシステム改修に要する経費 42億円

特定健診・保健指導の実施データは、厚生労働省で効果の検証・分析を行うため、保険者が法律に基づき厚生労働省に報告を行うことになっている。システムの整備は、効果的な特定健診・保健指導の実施により、健康寿命の延伸に資するものである。

令和6年度から開始する第4期(令和6年度～11年度)医療費適正化計画の実施に対応して、支払基金等では、令和5年度中に、健診システム等の改修を行うことが必要であり、これに必要な経費を補助する。

② 40歳未満の事業主健診情報の活用に向けたシステム改修について 9.7億円

健康保険法等が改正され、労働安全衛生法等による事業主健診の情報を、保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする等、保健事業における健診情報等の活用促進するためのシステム改修を行う。

③ 40歳未満の事業主健診情報のシステム改修及び第4期医療費適正化計画の見直しに伴うシステム改修対応支援 1.7億円

40歳未満の事業主健診情報のシステム改修及び第4期医療費適正化計画の見直しに伴うシステム改修に係る工程管理を支援する。

④ 40歳未満の事業主健診情報の活用に関する医療保険者等への周知広報事業に要する経費 1.4億円

2021年10月からオンライン資格確認等システムを活用した、特定健診データ等の保険者間引継ぎ及びマイナポータル・医療機関等での確認可能となっている。今後、令和5年度中に特定健診の対象者以外の者(40歳未満の者)の事業主健診の情報を保険者に集約し、マイナポータル等を通じて本人が確認可能となるため、事業主等に対し周知広報等を行い、広く認知・活用してもらうことを目的とする。

⑤ レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 1.2億円

レセプトデータ等を活用した予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業に取り組む保険者を支援するため、データヘルス計画における共通評価指標の整備及び集計アプリ開発を含めたデータヘルス・ポータルサイトの改修や、今後表示項目の変更・拡充等がされていく健康スコアリングレポートの作成のためのスコアリングシステム改修を行う。

⑥ (高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業) 一体的実施・KDB活用支援ツール(事業評価分析)の開発 14百万円

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進には、KDBシステム等を活用し、地域の健康課題の適切な分析・見える化、データ分析に基づく保健事業の企画、対象者抽出を含む効果的な事業展開(評価指標の標準化)等を実施していくことが求められるが、KDBの活用においては、KDBシステムの機能の理解、データの活用等が課題として挙げられている。

「一体的実施・KDB活用支援ツール(事業評価分析)」を開発し、第3期データヘルス計画策定に向けた現状把握・事業評価等を可能とし、業務の簡素化・標準化を図り、広域連合・市町村における一体的実施の推進を支援する。

⑦ 外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査 2.5億円

外来医療、在宅医療及びリハビリテーション医療について、令和4年度診療報酬改定により新設されたデータ提出に係る評価に基づき、調査を実施することで、診療の実態及びその影響の把握・検証が可能となり、データに基づく適切な評価を実施することができる。

システム改修等

① レセプト審査事務効率化のためのシステム改修経費 57億円

現行の国保総合システムは、令和5年度末に保守期限を迎えるため、システム更改が必要となる。更改にあたっては、審査支払機関改革の中で、「支払基金と国保中央会等の双方の審査支払業務が統合的かつ効率的に機能することを実現する。」とされており、その実現に向けたシステム改修を行う。

② 国保保険者標準事務処理システムの機能改善等に要する経費 27億円

国保法等の改正に伴い、平成30年度以降、都道府県は市町村とともに国民健康保険事務を行うことから、国主導で、市町村等が行う国保事務の効率的な執行等を支援するための国保保険者標準事務処理システムの開発を行ったが、円滑な事務処理を実施するため制度改正等に要する経費を補助する。

③ 後期高齢者医療広域連合電算処理システム機器更改 25億円

現行標準システムの機器等は、令和5年度末に保守期限を迎えるため、システム更改が必要となるため、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(令和3年3月30日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)での「クラウド・バイ・デフォルト原則」に沿って、システム更改に合わせてクラウド化対応を実施する。

④ 訪問看護レセプト電算処理システム整備事業 21億円

令和6(2024)年度開始予定の訪問看護療養費のレセプト電子化に向け、審査支払機関のレセプト電算処理システム等の構築を行うもの

⑤ 次期KDBシステム更改のための国保データベースシステム改修 12億円

現行のKDBシステムは、令和5年度末に保守期限を迎えるため、システム更改が必要となる。更改にあたっては、「更なるデータヘルス改革及び保健事業の推進」を目的として、現行システムへの課題に対応し、「データ・機能の充実」及び「コスト最適化」を実現するため、KDBシステム本体の整備・最適化を行う。

⑥ 流行初期医療確保措置に伴う保険者間の財政調整システムの改修 5.7億円

感染症法等の改正案が成立した場合、新たに創設される流行初期医療確保措置に係る各保険者の負担について、通常の医療に係る負担と同様の財政調整を行うことにより、保険者間の負担の不均衡を是正するもの。

⑦ 公金受取口座への対応 4.2億円

公金受取口座を活用した公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、公金受取口座の活用について対応するために、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修を行う。

⑧ 新G-Netへの移行に伴う医療保険者等中間サーバー改修 1.2億円

現行G-Net(政府共通NW)から新G-Netへ切替が予定されていることから、業務継続のため、医療保険者等中間サーバーに係る改修を行う。

⑨ 自治体システム標準化に係る対応 1.1億円

「新経済・財政再生計画改革工程表2019」(令和元年12月19日経済財政諮問会議決定)及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)を踏まえ、対象となる関係府省所管の事務における業務プロセス・情報システムの標準化を円滑に進める必要がある。後期高齢者医療制度においては、後期高齢支援システムの標準化を実施する。

⑩ 出産育児一時金引き上げに伴う国保総合システム等改修 47百万円

出産育児一時金については、出産時の経済的負担の軽減を図るため、一時金増額の議論が進められており、予算編成過程の中で決定される予定である。

市町村保険者等や医療機関等がこれに対応できるよう、国保中央会が開発している国保総合システム等の改修を行う。

⑪ 特別審査対象範囲見直しのための国保総合システム改修 47百万円

国保中央会に設置している国民健康保険診療報酬特別審査委員会において審査する、高額な診療報酬請求書(レセプト)の対象範囲が、令和5年4月審査から見直されることにより、これに対応するために必要なシステム改修を行う。

⑫ 入管庁対応に伴う国保総合システム改修 18百万円

医療費適正化の観点から、出入国在留管理庁から「国民健康保険適用の在留資格(中長期在留等)から適用除外となる在留資格(特定活動(医療を受ける活動)等)に変更となった外国人の情報」を自治体に提供し、対象者の資格喪失事務を実施するために必要なシステム改修を行う。

デジタル庁計上分

① データヘルス分析関連サービスの構築に向けた整備(医療・介護データ等の解析基盤) 7.7億円

レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や介護保険総合データベースなど健康・医療・介護情報を連結・解析する環境を整備・拡充し、研究者や民間事業者など幅広い主体への提供等を行う

② 保険医療機関等管理システム 国家資格等情報連携・活用システムとの連携に係る改修等 2.2億円

国家資格等・情報連携活用システムと保険医療機関等管理システムの情報連携を行うことにより、保険医等が行う申請手続きにおける添付書類の省略化等を図ることができるようになる。

その他

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた健康保険組合に対する財政支援 10億円

新型コロナウイルス感染症の影響で経常収支が悪化したこと等により、財政運営が極めて困難となった健康保険組合に対し財政支援を行う。